

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)
地域名 (地域内農業集落名)	富士地区 (荒木、高目、小清水、漆窪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 5 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在は、水稻や、キュウリのハウス栽培が中心であるが、高齢化の進行により辞める人が増えている状況である。さらに、担い手不足のため、農地の維持管理が困難な状況である。また、当地区は、山間地にあるためサルやイノシシ等の有害鳥獣被害も年々増加傾向にあり、特にイノシシによる水路の損壊など被害が深刻化している。

町独自の西会津一うまい米コンテストで入賞するほど食味の良い米が収穫できる土壌環境ではあるが、作業条件が悪いほ場が多く、集積が難しいといった課題もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、高齢者が多く降雪量も多い地域であるため、他の作物を作ることが難しい状況であり、現状を維持していく。また、地区の中には、5年後の営農計画の見通しが立てられないほど人口減少や高齢化が進行している集落もあり、今後は西会津町農業公社への保全管理委託等による農地の維持を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
圃場条件が悪いため現在は考えていない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在は考えていないが、今後検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在は考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
圃場条件が悪いため困難ではあるが、経営体の確保に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
将来的には西会津町農業公社へ保全管理等の委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置を継続していく。
 ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、集落ごとに定期的な共同作業を実施していく。